

## 第 29 号議案

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会専門委員の選任に係る臨時代理の承認について

下記のとおり臨時に代理した滋賀県立学校いじめ問題調査委員会専門委員の選任については、これを承認する。

令和元年 9 月 10 日

滋賀県教育委員会

---

### 記

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例（平成 26 年滋賀県条例第 17 号）第 8 条に基づく専門委員の選任について、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和 63 年滋賀県教育委員会規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和元年 9 月 1 日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

---

#### 1 専門委員に選任する者

氏名 古山 力（ふるやま つとむ）  
専門事項 法律（弁護士、大津中央法律事務所）  
任命期間 令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 4 月 24 日まで

#### 2 選任理由

滋賀弁護士会から推薦された専門事項に関して十分な知識を有する者であるため

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例（平成 26 年滋賀県条例第 17 号）

（設置）

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第 14 条第 3 項に定めるもののほか、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第 24 条に規定する調査に関する事項
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する調査に関する事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識および経験を有する者ならびに学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

（臨時委員）

第 5 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員および議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、委員および議事に関する臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第8条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識を有する者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、委員会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第10条 委員および臨時委員ならびに専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、滋賀県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。